

# 道北アマゴルフ研修会規約

平成20年1月1日改定

道北アマゴルフ研修会

# 道北アマ・ゴルフ研修会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条（名称） 本会の名称は、道北アマゴルフ研修会（以下「本会」という）と称する。
- 第 2 条（事務局） 本会の事務局は、旭川ゴルフ倶楽部内に置く。
- 第 3 条（目的） 本会の会員は、アマチュアゴルファーとして人格の陶冶、ゴルフ技術の向上に努めると共に、会員相互の親睦を図り、北海道アマゴルフ研修会と連携を深め、北海道ゴルフ界の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条（運営の原則） 本会は、特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
- 第 5 条（事業） 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
1. 月例競技会の実施
  2. 役員会において必要と認めた臨時競技
  3. 本会の目的に副う競技への後援
  4. ゴルフ・ルールの研修
  5. その他目的達成に必要な事業

## 第 2 章 会 員

- 第 6 条（会員資格） 本会は、北海道ゴルフ連盟加入倶楽部で道北ブロックに所属する倶楽部会員と北海道ゴルフ連盟個人加入者で JGA ハンデキャップ男子 9、女子 20 迄の任意者で本会の目的に賛同し、協力できる者。
- 第 7 条 入会しようとする者は、所属倶楽部より定められた会費を毎年所定の  
（入会及び会費の納入） 期日迄に納入しなければならない。年途中で入会しようとする者は、  
1 年間の年会費を納入しなければならない。
- 第 8 条（年会費） 年会費は次のように定める。  
年会費 10,000 円

- 第9条 本会の会員は次ぎの事由により資格を失う。
- (会員資格の喪失)
1. 年会費を納入しない時
  2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受けた時
  3. 除名された時
  4. 本会が解散した時
- 第10条 本会に入会を希望するものが、倶楽部及び他地区の研修会において、除名  
(入会の拒否) 又はこれに類する処分を受けている場合は、役員会において入会を拒否す  
ことができる。
- 第11条 (退会) 本会の会員が定められた会費を毎年所定期日までに納入しなければ退会  
とする。
- 第12条 (除名) 本会の会員が次ぎの各号の一つに該当する時は、役員会の決議により、こ  
の会員を除名することができる。
- (1) 本会目的遂行に反する行為のあるとき
  - (2) 会員として著しく品位を汚す行為のあるとき
  - (3) その他会員として適当でないと認められたとき
- 前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に予め通知する  
と共に、除名の議決を行う役員会において弁明する機会を与えなければな  
らない。

### 第 3 章 総 会

- 第13条 (総会の構成) 本会の総会は、各倶楽部及び個人加盟者の会員代表者 (以下代議員と称  
する) をもって構成する。各倶楽部の代表幹事数は、1名とする。
- 第14条 (総会の種類) 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 第15条 (総会の招集) 定時総会は毎年2月に会長が招集する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。
    - (1) 会長が必要と認めたとき
    - (2) 役員会が召集の必要を決議したとき
    - (3) 半数以上の代議員により、会議に付すべき事項を示した書面で  
召集の請求があったとき
  3. 総会の招集には、会議の目的たる事項並びに日時、場所を記載した

書面をもって会日の10日前までに代議員に通知をしなければならない。

第16条（総会の議長） 総会の議長は、会長が指名した者がこれにあたる。

第17条 総会の定足数は代議員の過半数とする。

（総会の成立及び決議） 2. 総会の決議は、代議員の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

第18条（表決権及び書面表決権）

代議員は、総会において表決権を有する。代議員数は、第13条に規定する議員とする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

3. 前項の場合において、前条及び第20条第1項3号の規約の適応については、出席したみのとみなす。

第19条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- （総会の決議事項）
- （1）規約の変更
  - （2）事業計画及び収支予算の決定
  - （3）事業報告及び会計報告の承認
  - （4）役員を選出
  - （5）会費の額の決定びに変更
  - （6）本会の解散
  - （7）解散の場合、精算人の選任及び預金財産の処分方法の決定
  - （8）その他特に重要な事項

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（総会の議事録）

- （1）総会の日時及び場所
- （2）代議員の現在数
- （3）出席した代議員の数
- （4）決議事項

(5) 議決の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した代議員のうちから総会において選任された議事録署名人2以上が著名又は記名押印をしなければならない。

#### 第 4 章 役員及び役員会

第 2 1 条

本会の役員は次の通りとする。

(役員の種類及び数)	(1) 会長	1名
	(2) 副会長	3名
	(3) 幹事長	1名
	(4) 副幹事長	若干名
	(5) 監事	2名

第 2 2 条

役員は、本会の会員であることを要し、総会において承認及び解任される。

(役員を選任と解任)

2. 会長は総会において選挙にて選出される。
3. 副会長、幹事長、副幹事長、監事は役員会において推薦し、総会において承認される。

第 2 3 条 (役員任期)

役員任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2. 期のなかばに選任された役員任期は、その期の末までとする。
3. 任期の満了、又は辞任により退任した役員は、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第 2 4 条 (顧問の委嘱)

本会は顧問を置くことができる。顧問は、本会に功績のあった者のうちから、総会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第 2 5 条 (役員職務)

会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会務をつかさどり、会長に事故あるとき予め定めた順序によりこれを代理する。
3. 幹事長及び副幹事長は、会長及び副会長を補佐して会務をつかさどり、かつ事務を統括する。
4. 監事は、本会の経理及び業務執行の状況を監査する。

第26条（役員会の招集）役員会は、会長がこれを招集する。

2. 3分の1以上の役員より召集の請求があった時。

第27条（役員会の議長）役員会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

第28条 役員会は役員の過半数以上の出席により成立し、その決議は出席者の  
（役員会の成立及び決議）過半数をもってなす。ただし、可否同数の場合は議長がこれ決定する。

第29条 役員会は次の事項を決議する。

- （役員会の決議事項）
- （1）総会に提出する議案
  - （2）総会から委託された事項
  - （3）事業及び予算
  - （4）会員の資格審査及び決定
  - （5）その他業務執行に必要な事項

## 第5章 会 計

第30条（収支） 本会の資産は、年会費、競技参加料及び寄付金などをもって構成する。

2. 本会の経費は資産をもってこれにあたる。

第31条（資産の管理） 資産は、会長が管理する。

第32条（会計区分） 本会の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計に区分し処理する。

2. 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。

3. 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模、もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

第33条 本会の会計及び事業年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

（会計及び事業期間）

## 第6章 雑 則

第34条（分科委員会） 分科委員会の名称、委員会及び構成、事業内容等について役員会が定める。

競技委員会・フェロシップ委員会

第35条 本会は、ジュニア育成に寄与するものとする事ができる。

- （ジュニア育成）
2. 競技参加資格は、中学3年～高校3年までとする。
  3. 競技参加費用の50%を助成する。

## 第 7 章 附 則

第 3 6 条（慶弔費） 慶弔に関しては役員会の決定に基づくものとする。

第 3 7 条（旅費交通費） 会議（役員会、定時総会、臨時総会等）に出席する会員に対し旅費交通費を支給する。

・所属クラブから開催地まで

5 0 k m 以上 1 0 0 k m 未満・・・3, 0 0 0 円

1 0 0 k m 以上・・・・・・・・・・5, 0 0 0 円

本規約は平成 2 0 年 1 月 1 日から実行する。